

# 木造住宅耐震補助制度のご案内

震災に強い安全・安心なま  
ちづくりの推進のため、昭和  
56年5月31日以前に着工され  
た住宅（旧耐震基準の建築物）  
に対し、耐震アドバイザーの  
派遣や木造住宅耐震診断、木  
造住宅耐震改修、建替えを行  
う方に対して費用の一部を補  
助しています。

## 耐震アドバイザーの派遣

「耐震アドバイザー」は、  
栃木県の認定を受けた建築の  
専門家で、実際に建物を見た  
うえで建築物の耐震診断や耐  
震改修に関する技術的助言を  
行います。市が派遣費用をす  
べて負担するため、個人の費  
用負担はありません。

## 対象となる住宅

店舗併用住宅を含みますが、  
その場合は、店舗等の床面積  
の1/2未満とします。

## 費用

無料

## 木造住宅の耐震診断費用を補助

木造住宅耐震診断は、建物  
の構造を確認したうえで、ど  
れだけ地震に耐えられるか詳  
しく調査し、耐震性の有無を  
診断するほか、耐震診断結果  
をもとに補強計画を策定しま  
す。

## 対象となる住宅

次の条件を満たす市内の住  
宅が対象です。

- ① 木造2階建て以下の一戸建  
て住宅（併用住宅を含む）
- ② 在来軸組工法※により建築  
された住宅
- ③ 賃貸を目的としない住宅

※在来軸組工法とは、コンク  
リートの基礎の上に木材で骨  
組みを組み、外壁材・内壁材  
を組み込んでいく工法です。

## 補助対象者

次の条件を満たす方が対象  
です。

- ① 補助対象住宅を所有する方  
で、その住宅に居住する方
- ② 木造住宅耐震診断事業補助  
金を初めて受ける方（補助を  
受けて耐震診断を実施した後  
に補強計画を策定する場合も

対象とする）

③ 市税等の滞納のない方

## 補助額

- ① 耐震診断のみを行う場  
合・・・2万円（上限）

（診断費用は住宅の構造図が  
ない場合は費用が多くかかる  
ことがあります。）

- ② 補強計画策定のみを行う場  
合・・・8万円（上限）
- ③ 耐震診断と補強計画策定を  
同時に行う場合・・・10万円  
（上限）

※耐震診断等に要した経費の  
2/3以内を市が補助します

が、診断等の料金は住宅の面  
積、図面の有無によって異な  
ります。

## ※参考

耐震診断と補強計画策定を  
同時に行う場合の費用の目安

- ・延床面積100㎡以内・・・  
12万円
- ・延床面積100～150㎡  
以内・・・13万5千円
- ・延床面積150～200㎡  
以内・・・15万円
- ・延床面積200㎡以上・・・  
17万円

## 木造住宅の耐震改修費用を補助

木造住宅耐震診断を実施し、  
補強計画に基づいて実際に耐  
震補強工事を行う場合に補助  
します。

## 対象となる住宅

次の条件を満たす市内の住  
宅が対象です。

- ① 下野市木造住宅耐震診断事  
業を実施した住宅、もしくは  
それと同等と認められる耐震  
診断及び補強計画策定（以下  
「耐震診断等」）を実施した住  
宅
- ② 「耐震診断等」の結果、耐  
震改修が必要と診断された木  
造住宅

## 補助対象者

次の条件を満たす方が対象  
です。

- ① 「耐震診断等」を実施し、  
その補強計画に基づいて耐震  
改修を行う方
- ② 対象住宅を所有及び居住し、  
市税等の滞納のない方

## 補助額

耐震改修に要した経費の1  
/2以内を市が補助します。  
ただし、上限は80万円です。

## 木造住宅の建替え費用を補助

木造住宅耐震診断を実施し、  
耐震性を満たさない住宅の建  
替えを行う場合に補助します。

## 対象となる住宅

次の条件を満たす市内の住  
宅が対象です。

- ① 下野市木造住宅耐震診断事  
業を実施した住宅、もしくは  
それと同等と認められる耐震  
診断を実施した住宅
- ② 耐震診断の結果、耐震改修  
が必要と診断された木造住宅

## 補助対象者

次の条件を満たす方が対象  
です。

- ① 耐震診断を実施し、建替え  
を行う方
- ② 対象住宅を所有及び居住し、  
市税等の滞納のない方

## 補助額

建替えに要した経費の1/2  
以内を市が補助します。た  
だし、上限は80万円です。

## 問い合わせ先

都市計画課  
☎(32) 8909